

令和 4 年 第 10 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 4 年 10 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

令和4年第10回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年10月20日(木) 午前9時30分

2 開催場所 雫石町総合福祉センター 大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡森 喜与一

2 番 山本 長栄

4 番 新田 善男

5 番 舛澤 誠一

6 番 細川 仁

7 番 堂屋 剛

8 番 木村 正美

10 番 八丁野 よし子

11 番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫石 藤村 博志

雫石 福崎 公博

雫石 徳田 雅博

御所 米澤 晃

御所 川口 英敏

御所 細川 健一

西山 高橋 浩之

西山 柿木 一明

西山 山田 裕明

西山 松本 光正

御明神 伊藤 庄一

御明神 南野 久晃

4 欠席した委員

農業委員 3 番 松ノ木 睦男、9 番 山崎 忍

推進委員 御所 吉田光彦、御明神 木村久雄、夷森和人、砂壁純也

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6号の規定による届出について

報告第3号 農地の現状変更に関する届出について

報告第4号 農地の使用貸借契約変更に関する届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光俊、係長 高橋 恵、主任 川村 佳樹

開会時間 午前9時30分

議 長 只今から令和4年第10回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席議員は農業委員9名、推進委員12名、計21名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達して
おりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

上村局長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局より報告がありました、確認したい事などはございませんか。

(なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の
規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には8番、木村正美委員、10番、八丁
野よし子委員、書記には事務局の高橋係長、川村主任を指名いたします。
次に報告第1号～第4号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋係長 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、表のとおり
3件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。
報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について、表のと
おり1件提出があり、理由としては、農地中間管理事業を利用するため
賃貸借契約が解約されたものです。詳細につきましては議案第3号の農
用地利用集積計画関係で説明いたします。

報告第3号、農地の現状変更に関する届出について、表のとおり1件
提出がありました。

《番号1 朗読》

現地を確認したところ申請地は低地となっており、水捌けが悪い事を
確認しております。今回の計画では30cmほど嵩上げを行う計画であり、
盛土による周辺農地や道路への影響は無いと考えます。

報告第4号、農地の使用貸借契約変更に関する届出について、表のと
おり2件提出があり、こちらは農業者年金を継続して受給するため使用
貸借期間を延長するものであり、番号1は20年、番号2は10年です。

議 長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

8番 木村委員 報告第3号の現状変更について、何処の場所を嵩上げするのか分からないので、もう少し詳しく説明をお願いします。

川村主任 (現状変更する場所を図面上で説明し、理解を得る)

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければ報告第1号～第4号を終わります。
次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任 議案第1号について説明いたします。
《番号1 議案朗読》
申請事由は、譲渡人が離農するため譲受人に相談し売買することになったものです。売買総額は500,000円です。
《番号2 議案朗読》
申請事由は、先ほど同様に離農することに伴い贈与するものです。
以上2件について、8ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を5番、舛澤委員をお願いいたします。

5番 舛澤委員 10月14日、私、徳田推進委員、高橋推進委員、伊藤推進委員の5班4名と事務局で現地を確認して来ました。
はじめに番号1ですが、現地を確認したところ適切に保全管理されており、売買後も引き続き牧草を作付けする計画であることから問題ないと思われまます。
次に番号2ですが、現地は稲の刈取りを終えた状況であり、贈与後も引き続き水稻を作付けする計画であることから問題ないと思われまます。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任 議案第2号について説明いたします。

 《番号1 議案朗読》

 本案は〇〇を整備する計画ですが、計画面積も妥当であり、申請農地は第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地ではありますが、代替性がないことから例外規定に該当すると判断されます。

 《番号2 議案朗読》

 本案は〇〇を新築する計画ですが、計画面積も妥当であり、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから立地基準を満たしております。

 《番号3 議案朗読》

 本案は〇〇を整備する計画ですが、計画面積も妥当で、農振法に規定する農用地区域内の農地ですが、同法の農用地利用計画において農業用施設用地に指定されており、例外規定に該当すると判断されます。

 以上3件については、すべて農地転用許可基準を満たしていることから、転用は許可相当であると判断いたしました。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告の番号1を徳田推進委員、番号2を伊藤推進委員、番号3を高橋推進委員にお願いいたします。

徳田推進委員 現地は雑草により原野化している状況でしたが、転用後に周辺農地に与える影響は少ないと判断して来ました。なお、事前着工はありませんでした。

伊藤推進委員 現地はこちらも雑草により原野化している状況でしたが、転用後に周辺農地に与える影響は少ないと判断して来ました。なお、事前着工はありませんでした。

高橋推進委員 現地は適切に保全管理されている状況でしたが、一部が雑草により原野化している箇所がありました。転用後については周辺農地に与える影響は少ないと判断して来ました。なお、事前着工はありませんでした。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

8 番 木村委員

番号1の〇〇整備ですが、こちらの会社は信用のおける会社なのでしょうか。それと、いつ設立されたのか、会社の社長は日本の方なのか外国の方なのかどうかを教えてください。

川村主任

会社の設立年月日は平成21年10月です。北海道から九州まで全国68箇所を稼働しており、県内でも〇〇市など数箇所に設置しています。代表の方は〇〇人です。

8 番 木村委員

株式会社になっているので、他のグループとも繋がっているのでしょうか。それと、〇〇人の会社が水源地を隠して購入するといった事案も起きていると聞きますので、もし、万が一の事があれば大変ですので、そのあたりをもう少し慎重に調べないと、問題が起きた時に責任を問われると思います。〇〇市にもあるとの事なので、〇〇市からもそういった部分の状況を調査すべきではないでしょうか。また、全国68箇所で〇〇しているとの事ですが、規模によって〇〇でも1箇所としているのかなど、件数よりどのような事業内容かが大事だと思いますので、その辺りの状況をお願いします。

川村主任

グループ会社は、経営者が同じ会社が2社あり、同じく〇〇の事業を行っている事を確認しています。今回申請があった〇〇は、主に〇〇の取引と〇〇の整備をしています。〇〇から〇〇をしなければならないので、契約関係の書類が必要となっており、そちらも申請会社が契約済みです。その後の〇〇関係なども今回の提出書類に必要でしたので、事実確認をしたうえで申請を受けました。〇〇の転用では厳しく審査をするので、法人が信頼の置ける会社かどうか判断するため、資金関係や契約関係の書類は全部確認し、申請段階で不足分が無いかなどを事前に何度も振興局とやりとりして確認しております。

議 長

他にございませんか。

(なし)

議 長

なければ質疑を終結し、採決に入ります。

8 番 木村委員

番号1とそれ以外について、分割して審議をお願いします。じゃないと、反対ではない案件も反対という事になってしまいますので。

議 長

只今、木村委員から提案がありましたが、この件について、分割して

審議することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長

異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに番号1について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員

「挙手多数」(賛成6、反対2)

議長

挙手多数ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。次に、番号2と3について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手ですので、番号2と3は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任

議案第3号について説明いたします。

始めに利用権設定について説明いたします。

《番号1 議案朗読》

次に一括方式について説明いたします。こちらの議案は農地中間管理機構たる(公社)岩手県農業公社が、出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。

《番号1～3 議案朗読》

いずれの案件につきましても貸借期間は10年間で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手ですので、議案第3号は原案のとおり決定しました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を
閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午前10時5分

以上が令和4年10月20日、雫石町総合福祉センター大会議室に於いて開催された、雫石町
農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 4 年 10 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 8 番

10 番
